

長崎オランダ村株式会社による提訴等の表明 に対する本市の対応について（ご説明）

市民の皆様におかれましては、去る 11 月 7 日の長崎オランダ村株式会社代理人による記者会見と、これを受けた報道内容から、今後の旧長崎オランダ村施設の動向に関し、大変憂慮されているものと拝察申し上げます。

そこで、市民の皆様は、今後の対応等について本市の考え方を
ご説明申し上げたく存じます。

まずは、長崎オランダ村株式会社との旧長崎オランダ村施設一部の使用貸借契約以降、現在に至るまでの経緯についてご説明申し上げます。

今回、問題となっている旧長崎オランダ村施設のうち B ゾーンと呼ぶ区域では、平成 28 年 3 月 28 日に、当時のホーランドビレッジ株式会社との間で、この区域の土地と建物を無償で貸与する契約を締結し、これ以降、同社及びその名称変更後の長崎オランダ村株式会社により観光施設として運営されてきました。

その後、令和 3 年に入り同社が老朽化を指摘した海上デッキ部

分上部構造物の補修を検討するに当たり、まずは、その下部で海上デッキ部分を支える鋼管杭等の劣化状況も確認する必要があり、調査を行いました。

同年 12 月に出た調査の結果、この鋼管杭が著しく劣化し、このまま海上デッキ部分を使用することは危険であることが判明しました。

また、この調査結果により、鋼管杭部分の補修工事を行う場合、その費用が少なくとも 3 億円を超える見込みであることもわかりました。

これまで同施設には、オープン時の改修費用として平成 27 年度に 4 億円以上を投じており、同社のこれまでの本施設経営状況とも照らし合わせると、更に補修工事として 3 億円以上もの公金を投じることの経済的合理性を見出すことが難しく、市民の皆様の理解を得ることは到底困難であることから、やむなく、本年 1 月 6 日付での文書にて、同社に対し契約条項に基づく契約の当然終了を通知するとともに、併せて契約の解約を申し入れたところです。

その後、本市は、同社と円満な解決を図るため、一定の営業補償を行うことも念頭に同社と協議の場を設け、同社に対し補償金額の提示を求めましたが、同社からは市から提示してほしいとの要請がありました。

従って、本市としましては補償額の算定に不可欠な同社の決算関係資料の提出を再三にわたり強く求めてまいりましたが、これまで一貫して資料提出に応じて頂けない状況が続きました。

その後、この状況を踏まえ、話し合いによる解決を図るためには、裁判所に調停を申し立て、同社に話し合いのテーブルに着いていただく必要があると考え、年内の調停申立てを視野に準備を進めておりました。

そうした矢先に、冒頭の記者会見が開かれ、極めて唐突な提訴という表明に大変困惑するとともに遺憾に存じたところです。

この11月7日の記者会見では、長崎オランダ村株式会社の代理人を務められている弁護士の方から、本市を相手取り、民事訴訟を提起した上で、私に対して刑事告訴や告発も検討する旨の考えが表明されましたが、本日時点で、いまだ本市に訴状は届いて

おりません。

本市といたしましては、これまで一貫して話し合いによる解決を求めてまいりましたが、長崎オランダ村株式会社により、市を相手取った提訴等の考えが表明された以上、もはや裁判の場において解決する方法をとらざるを得なくなりました。

今後、相手方の訴状の本市への送達を待つて適切に対応してまいります。これとあわせて、根本的な解決を図るためには、本市の主張に基づく訴えも併せて提起する必要があると判断し、去る 12 月定例市議会において、そのための議案を賛成多数で可決いただいたところであります。

市民の皆様には多大なご心配をおかけすることとなり、大変恐縮に存じますが、この上は、裁判を通じて根本的な解決を図り、市民の財産である旧長崎オランダ村施設の保全と将来的な有効活用とを図ってまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 12 月 28 日

西海市長 杉澤 泰彦